

Title	< 研究ノート > 音喜多勝氏所蔵八戸湊文書覚書
Author(s)	遠藤, 巖
Citation	弘前大学國史研究. 107, 1999, p.38-53
Issue Date	1999-10-30
URL	http://hdl.handle.net/10129/3209
Rights	
Text version	publ isher



<http://repository.ul.hirosaki-u.ac.jp/dspace/>

音喜多勝氏所蔵八戸湊文書覚書

遠藤巖

はじめに

八戸市在住の音喜多勝氏の所蔵される巻物仕立てとなった一巻一通の中世文書は、『岩手県中世文書下巻』（一九六八年）で翻刻し紹介されて以来、少なからぬ注目を集めてきた。近世期を通じて八戸藩南部家中湊家に伝領され、近代になって音喜多家に譲渡された文書であるが、檜山屋形下国家や秋田屋形湊家に宛てられた書状類であり、中世北奥羽関連文書がきわめて限られた数しか判明しないという史料現存状況下において、当地域史研究上で大きな位置づけを占めたからである。『山形県史資料十五上古代中世史料1』（一九七七年）で山形県関係分八通、『新潟県史資料編5中世3』（一九八四年）で書状発給者側の越後長尾上杉氏関係分五通等が原文書による再点検をへて翻刻掲載され、『岩手県戦国期文書Ⅱ』（一九八七年）では一通すべてを写真版で掲げながら各書状の比定年代なども提示し、最近刊行の『秋田市史第八巻中世史料編』（一九九六年）や『能代市史資料編古代中世1』（一九九八年）でも編年体史料集の中に一一点を採録している。『新編弘前市史資料編1古代中世編』（一九九五年）その他の各種史料集にも随時収録されており、

もはや周知の分かりきった文書であるかもしれない。

しかし、一一点すべてが書状であるだけに、何よりも年代比定を見きわめなければ利用しがたいのに、『新潟県史料』以外の各種史料集では年代比定の根拠を示していないという憾みを遺している。関連史料が豊富に現存する地域ならば、年代比定の困難な書状類をそのまま曖昧な状態で利用しても、然るべき政治史を叙述できるかもしれないが、北奥羽中世史では、現存史料の多寡が知れており、すべての史料を駆使しなければ実相に近づきにくいという状況にあり、当該文書も可能な限りでの再点検が必要となっている。近年刊行の編年体の形式をとった史料集に軌を一にしたように同じ年代に比定されていたりすると、それを事実として利用されかねないことになるし、実際に『秋田市史第二巻中世通史編』（一九九九年）等では上記の史料編の比定年代を前提として叙述しているような状況にもある。正當ならばよいが、年代比定も、それに基づく政治史分析も、私見とはかなりの違いがあり、その一斑を、当該文書とも深くかかわる千葉県市川市在住の湊學氏所蔵文書に即して、「湊學氏所蔵秋田湊文書」（『青森県史研究第3号』一九九九年、以下の小稿では拙稿(a)として引用）や「脇本城主湊撰津守氏季」（『男鹿市文化

財調査報告第十九集・脇本城と脇本城跡』一九九九年、以下の小稿では拙稿(b)として引用)で呈してみただけである。小稿は、それと同時に作成したノートである。単なるメモにすぎないが、当該文書を含む北奥羽関係書類の年代比定をめぐるような議論は当地域史研究では案外に少なく、北奥羽戦国期政治史の叙述を曖昧なままにしている一因ともなっていると考えるだけに、今後の議論のための叩き台となればと希う基礎作業のひとつとしたいのである。

折りしも、上記の『能代市史資料編』に対する書評・紹介が相次ぎ、そこでも、このような議論の必要性が提言されている最中である(例えば、本誌『弘前大学國史研究』第一〇六号での小口雅史氏による書評や『歴史』第九二輯での入間田宣夫氏による著書紹介)。いま鋭意進められている青森県史編纂のためにも、このような基礎的作業が求められているともいえる。それゆえ、拙稿(a)(b)と同様に、文書一点ずつの年代比定を再吟味しながら、一卷一一通の巻物仕立てとなった当該文書の伝来性をも考察し、今後の歴史研究上で当該文書をどのように利用できるかを追求する。ここに小稿の焦点をおき、メモを呈しておきたいと思う。

なお、原文書正文一点ずつを古文書学操作の手法に則って分析した拙稿(a)(b)とは異なり、当該文書の右記一一通は、軸巻表装のさいに縦二〇cmに切り揃えられているために、本紙本来の規格や折り方その他に即した古文書学的検討は困難となっている。ただ、それにもかかわらず、発給者は別々ながら、本紙はすべて鳥ノ子紙を料紙とした切紙を利用しており、多少の錯簡はあるものの封紙も表装されていて、書状を取り交わした両者間の外交文書性格が暗示されているなど、検討に耐えうる側

面を呈しているのは、何よりも有り難いことであった。まず、この点を念頭におこう。

なおまた、小稿では、周知の文書ながら、行論上から一一通すべてを再掲しつつ、比定できる年代順に即して再点検を試み、右記の刊行資料集も『山形県史料』や『新潟県史料』などと略称し引用典拠とするが、あわせて大方のご了承を御願いしたいと思う。

一 三職斯波家からの書状

① 直次書状

就政綿被仰通度之由候、御懇書之旨、則致披露候。御懇之談、祝着被申候。馬・鷹年來望之儀候条、必可被申之由候。拙者心得可申入之由候。猶新二郎可申入候。恐惶謹言。

十一月十九日

直次(花押)

下国紀伊守殿

参入々御中

幕府三職斯波家と北奥の下国安東家との往復書簡中の一通であるらしいと即座に見当がつくが、差出人の直次も宛所の下国紀伊守も管見のところ関連史料がなく、わずかに書面中に書きこまれた政綿に関する次の『大日本古文書上杉家文書』中の史料などを考察の手がかりとした。

(1) 斯波政綿書状(上杉家文書三〇〇号、新潟県史料五一号)

其後者不申通候。御床敷候。仍従奥州爲物詣、來春上落之仁体候。是等数年申承候。定而鷹・馬数多可有之候。於国中上下無其煩被

仰付候者、可爲本望候。随而太刀一腰幅輪、純三疋、進之候。委曲猶大熊方可被申入候。恐々謹言。

八月十五日

政綿(花押)

長尾信濃守殿

進之候

「封紙ハ、此

新三郎

長尾信濃守殿

進之候

政綿」

(2) 斯波政綿書状(上杉家文書三〇一号、新潟県史料五〇号)

今度者、高梨方為合力、則被達本意候。大慶察申候。雖而使者可差下候之処、越中雜説に付て、于今延引。非本意候。仍已前者、

使者上着之砌、無其煩御懇之儀、祝着無他候。随依鷹所望、時枝源次郎差下候。上給候者、可為喜悅候。就中、鷹・馬望候て、仁加保へ助大夫下候。定而來春可上候。然者、於貴国路次之儀被仰付候者、別可令祝着候。次うつほ五つ進之候。尚源次郎可令申候。恐々謹言。

十月九日

政綿(花押)

長尾信濃守殿

進之候

「封紙ハ、此

『大永四十卅到』

斯波新三郎

長尾信濃守殿

進之候

政綿」

(1)は、数年来聞き及んでいたように、來春には奥州から社寺参詣の人々の上洛するという連絡が入っているが、彼らは礼物の鷹・馬もあまた携えてくるであろうから、通路筋にあたる越後国内でも配慮かたを宜しくお願いするし、詳しくは別途に為景家臣下大熊政秀にも書状をしたた

めると書き添えた、斯波政綿から越後春日山城主長尾信濃守為景に宛てた書状である。(2)は、政綿から為景のもとに時枝源次郎を使者として派遣したときに手渡した書状であり、この前の使者上洛時の配慮に感謝する所存でいたが、越中問題のために御礼言上も遅れてしまったことを詫言ひるといい、越後勢による高梨問題の好転にお祝いを述べつつ、鷹や馬が必要になり、別途に仁賀保氏のもとに使者助大夫を派遣して鷹・馬を送上するよう求めたので、越後通行のさいの配慮かたを頼むし、同様にできれば貴殿のもとに派遣した使者源次郎にも鷹を与え帰してほしいと依頼している。

二通とも、鳥ノ子を料紙(約二二cm×五二cm)として、花押から封紙まで一筆でしたためた斯波政綿の直書であり、封紙によって政綿が斯波新三郎を称していたこと、(2)が大永四年(一五二四)十月三十日には春日山城に届けられていること、(2)が書状を持たせた使者源次郎に口上での子細言上を伝えているのに、(1)は為景家臣下大熊政秀にも別途の書状をしたためると明言していること、斯波政綿はいずれも在京していたこと、等々が示されている。(1)(2)は筆跡も料紙もほぼ同じであり、同時期とみられ、内容的にも年代を(1)(2)の順とみてもよいと思うが、(1)に記された奥州からの物詣上洛の者が相次ぐのは、大永四年直前では大永元年十二月足利義晴の將軍職就任に対する「公方様御代始儀御礼」上洛を契機とする大永二〜三年であり、このとき、管領細川高国以下の幕閣たちも奥羽諸氏に鷹・馬等の贈呈を求めていた。

①文書は、(1)(2)文書と関連情勢の中でみると、大永三〜四年頃のものと考えられる。差出人の直次は、宛所と差出人を明記した封紙を卷子仕

立てのさいに除外したらしく、姓未詳となっているが、花押は斯波政綿花押と近似し、書面でも、下国紀伊守側からの申し出を政綿に披露し、政綿の意向を心得て伝達するという立場を明示しており、斯波政綿の執事的存在と判断できる。書面末尾の「新二郎可申入候」は、(1)では長尾方の「大熊方に申し入れらるべく候」、(2)では使者の「源次郎より申しむべく候」であり、①では政綿の意向を下国紀伊守に「申し入るべし」という表現となっていることを勘案すると、「新二郎に申し入るべく候」ではなく「新二郎よりも申し入るべく候」と解読するのかもしれない。政綿が斯波新三郎なので、新三郎の誤記と想定するむきもあるかもしれないが、原文書では新二郎と明記しているので、同案件について政綿の意向を伝達する新二郎書状も①書状と別途にしたためられていたことになる。この年に斯波政綿から下国家に馬・鷹進上を求める書状は複数したためられていたし、①は斯波政綿の執事的立場での直次書状である。とすれば、宛所に脇付けがあっても上所を記さない①書状は、以下の文書でも明瞭なように、屋形家に相当する家柄同士で取りかわされる複数の往復書簡で、執事的立場の者同士でしたためられる書式のものであるだけに、宛所の下国紀伊守も下国家の当主でなく、下国家の執事的立場の者と考えられることになる。斯波政綿自身と檜山屋形下国棟季自身との往復書簡もあつたはずであるとみなして、現存する当該文書を利用することにもなる。当該文書を一典拠として綴った拙稿「ひのものと將軍覚書」(『日本中世政治社会の研究』一九九一年)叙述のさいの背後にある分析過程である。

なお、同じ頃、秋田屋形湊左衛門佐入道宛てに鷹・馬進上を求めた

『湊學氏所藏秋田湊文書』中の三月七日付け管領細川高国謹上書札礼書状も、伊達家・白河家・上杉家の関連文書とも照合検討しながら、大永四年に年代を比定し、(1)(2)書状が謹上書札礼をとっていない理由等も含めて、拙稿(a)に論証過程やその評価等を記してある。①とともに、十六世紀初頭期の北奥羽情勢を窺い知る貴重な史料であつた。

二 庄内土佐林家からの書状

② 土佐林氏頼書状

未能言達之条、今度申上候。抑御太刀一腰令遣献候。聊奉表御祝意迄候。如禅棟不相更存日可預御芳情事、可爲本望候。萬緒重而可申披之旨、可預御披露候。恐惶謹言。

極月十八日

宮内少輔氏頼(花押)

進上 大高四郎右衛門尉殿

「訂正」ハ書

土佐林

進上大高四郎右衛門尉殿 宮内少輔氏頼

土佐林宮内少輔氏頼は、土佐林入道禅棟の子息であり、土佐林能登守が天文十年(一五四一)十月の主君庄内屋形大宝寺左京大夫晴時急死後に出家入道して能登入道杖林斎禅棟と称したことに伴い、庄内藤島城主土佐林家の家督を嗣いだが、晴時死没後の庄内屋形大宝寺家跡目相続をめぐり争乱となつた庄内情勢の渦中であつて、實質的に庄内屋形を支える執事・土佐林家を差配したのは杖林斎禅棟であり、土佐林家の家督と

して発給した書状を数通残すのみで、しかも永禄初年頃に父禅棟に先立ち死没してしまった人物であった。氏頼の死後に、新たに土佐林家の家督となった禅棟子息の氏慶も、永禄末年には宮内少輔の官途を称して文書を発給し、関連史料上に痕跡を留めていることから、氏頼と氏慶を混同視する傾向にもあるが、区別しなければならぬ。

氏頼が土佐林家家督となった直後の文書としては、『酒田浄福寺文書』中の「今度、酒田津、本願寺門徒之道場、庄中門弟准據、可令破壊之處、彼寺之事者、元來上方浄口口致造立、于今以加力連續之段、言上之上者、彼一字、末代無相違可立置茲、但當庄之住人、不論貴賤親疎、至于許容者、所定可違違變、仍後日之證狀、如件」という天文十二年四月六日付け明順公宛て土佐林禅棟・氏頼連署状があり、当時の情勢に即して興味ある動向を刻みこんでいるが、『山形県史料』四一〇頁や『山形県史第一巻』八八一頁では検討の余地ある文書と註記しているの、いちおう除外しておく。禅棟・氏頼両者の花押は、ともに本文とは異なる別筆でしたためられているが、いずれも管見のところ他文書で確認できる花押型とは照合できない、当文書だけで知られるものであることなどが、検討の余地ある文書とみなされた理由なのであろうか。ともあれ、次の文書が②書状解釈の参考となる。

(3) 土佐林氏頼書状写（秋田藩採集日野治右衛門家蔵文書）

御正印は未申通候間、今度懇啓上候。可然様御取成所希候。到于向後も不可相換禅棟残世、野拙相應之御用等被仰付候様、御諷諫憑入之外無他候。貴所御事も可爲御同前候。萬吉、期後音之砌、聞具舌候。恐々謹言。

土佐林宮内少輔
氏頼（花押影）
極月十八日

(4) 土佐林禅棟書状（大日本古文書蝋川家文書七八七号）

就致息宮内少輔逝去、被染御筆候。過當之至候。老雅不定之議、争可相驚候哉。可被得御意候。恐惶謹言。

七月十一日
沙弥禅棟（花押）

進上 勢州様

貴報人々御中

杖林斎

進上 勢州様

貴報人々御中

禅棟

(3)は元禄期に秋田藩佐竹家中岡本又太郎元朝組下角間川給人日野治右衛門家蔵文書を秋田史館で採集した写し文書であり、宛所の「日野殿御宿所」の箇所は「本字ケツリ去テ如此後書ヲ加フ」と註記されている。

本来の宛所は山北屋形小野寺植道の執事「谷柏大和守」と明記してあったが、天文十五年の谷柏大和守戦死後頃に日野氏が入手し、小野寺旧臣日野家が寛永年間に秋田藩佐竹家宿老岡本家による出羽山北角間川一帯の新田再開発のために給人として仕官するさいに、「日野殿御宿所」と書き替えたと思定される。ともあれ、(3)の花押影と②の花押が一致し、殊に日付上でも書面内容上でも②とほぼ同じである点に注目する。②と(3)は土佐林家の家督をついだという挨拶状といってもよい。おそらく杖林斎禅棟から檜山屋形下国家と山北屋形小野寺家に宛てた同種挨拶状と一緒に送られたとみられるが、氏頼は家督になった直後なので、各屋形

家の執事宛てに進上書札礼の披露状書式をとらざるをえなかったのである。天文十年十二月に年代を比定できると考える。

(4)は、幕府政所執事伊勢守貞孝から子息宮内少輔逝去を悼む書状を送られた杖林齋禪棟がしたためた返書であり、天文年間に禪棟がしたためていた花押ではなく、上記の家督氏頼の花押に近似した花押型である点に注目される。『色部文書』永禄初年頃の二月二十八日付け越後国場北衆色部城主色部氏宛て禪棟書状も同じ花押型であった。氏頼花押と全く同一ではなく、近似した花押ではあるが、天文十年以降の禪棟花押とは著しく異なり、禪棟が永禄初年頃に限ってこの花押型をとっていることは、氏頼死没と関連する措置ではなかったかと勘繰られてならない。上杉輝虎（謙信、一五三〇〜七八）の差配によって、庄内屋形大宝寺義増の出家と隠居、義増子息の四郎次郎義氏の庄内屋形家相続、禪棟の新屋形大宝寺義氏への補佐体制強化等が強制され、禪棟の別の子息氏慶も宮内少輔氏慶として書状を発給する永禄末年以降には、禪棟は「禪棟」の印文を刻みこんだ独特の鼎香炉形黒印を使用するようになる。拙稿(a)で指摘した点である。

ちなみに、(3)と一緒に伝来された次の書状は、日付も(3)と同日の「追翰」とあるが、庄内争乱に対する秋田屋形漆家からの「和与」仲介の件を記している点からすれば、天文十六年頃と考えられる。氏頼関係の貴重な史料なので付記しておく。

(5) 土佐林氏頼書状写（秋田藩採集日野治右衛門家蔵文書）

以追翰令啓候。仍秋田和与之儀付而、兼日御正印^正申達候。依之日限等事、相定候之間、任其首尾、定日、相立候。自其表も御使

節之儀、被差越被遂御談合候様御取成。畢竟御前可有之候。頼入迄候。恐々謹言。

土宮

十二月十八日

氏頼 花押同前

「日野殿
御密写」

以上、拙稿(a)で指摘しているが、土佐林宮内少輔氏頼に即して少々の追加説明をした。近世期の作成になる『秋田家文書』中の「湊檜山合戦覚書」（三春藩の写本では「秋田城介実季公荒増記」）では、大高筑前守入道胡斎の親は愛季の武者奉行であったと記しているが、この大高筑前守入道胡斎は十六世紀末の実季家臣として秋田家分限帳に記される大高四郎右衛門のことであり、この家系は四郎の通称で右衛門尉から筑前守の受領官途を与えられていた。この父子を区別する（拙稿(b)）。かつて『岩手県戦国期文書Ⅱ』編纂時に編者森ノブ氏に送ったメモでは、文禄三年（一五九四）や慶長六年（一六〇二）の秋田家分限帳に記された大高四郎右衛門と②書状の宛所大高四郎右衛門尉や湊學氏所蔵文書中の永禄初年頃と推測できる五月吉日付け湊撰津守宛て有源書状写中に檜山屋形下国愛季の執事的立場として記される大鷹四郎右衛門尉を同一人とみなし、天正二年（一五七四）頃かと誤って説明したが、そのお詫びもかねて訂正しておきたい。『秋田市史料』や『能代市史料』では永禄八年に比定しているが、その根拠は示されていない。②書状の宛所大高四郎右衛門尉は、有源書状中の大鷹四郎右衛門尉と同じく、明らかに檜山屋形下国愛季の執事的立場にあったために書状を宛てられているのであ

り、同じ下国愛季の執事は永祿五年（一五六二）以後には大高筑前守・大鷹筑前守として各種史料に明記される人物と同一と考え、②書状を天文十年のものと比定しなおしておきたいと思う。

三 越後屋形上杉家からの書状

③ 直江政綱書状

雖未申通候、令啓上候。仍輝虎方へ去年一段珍敷御鷹被懸御意候。大慶由被存候。其以來、爲御礼可被申入候處、閑左・信・甲弓箭体無手透延引、非如在候。随而、砂越殿參會、被申懇切候。定可爲御悦喜候。重而如斯之義、雖千万候、也足軒へ御内意之由候条、其口可然鷹御座候者、所望_レ被存候。子細彼御方可被仰越候。此旨可得御意候。恐々謹言。

十一月廿六日

大和守政綱（花押）

進上 檜山

參人々御中

④ 河田長親書状

去比者、江修理進鷹爲所望被差下刻、珍敷御鷹越候。于今一段秘藏、不尋常候。即祝着之段、可被申届候處、萬方無手透故、無沙汰之様候。重而如此之儀、雖無心千万候、御内意之由、砂越也足軒承候間、無思慮啓札候。可然御鷹所望_レ被存候。於子細者、也足軒可有傳説候。将亦、閑東爲仕置、一昨々廿四出馬、今日廿七至于當地柏崎_ニ着陣候。如存分之被取成、懸而可被致帰陣候。萬々其刻、從

之可申達候。恐々謹言。

十一月廿七日

豊前守長親（花押）

檜山_江

參人々御中

「打寄ウ、書」

河田

進上 檜山_江

參人々御中

豊前守長親

⑤ 直江政綱書状

其以來者、良久不能々御音問、御床布令存候。仍貴州御備、御堅固之段、目出御簡要候。當国も無事_ニ候。此口相應之御用蒙仰、不可有疎意候。然者、有少用、其筋へ船差越候。諸浦出入無相違之様、乍恐被加御意、可令忝存候。随而段子一卷進入之候。誠御音信之一儀迄候。猶重而可申達候之条、不能審。恐々謹言。

五月十一日

政綱（花押）

檜山_江

參人々御中

「打寄ウ、書」

直江大和守

檜山_江

參人々御中

政綱

⑥ 直江政綱書状

貴札拜見、忝奉存候。此比絶書信疎遠候条、先度令啓上候キ。定而可爲參着候。仍屋形_江御音信、則令披露候處、御懇意本望之段、被及直報候。随而、小鳥羽老羽被懸御意候。從是、雖輕少候、白布式端令進上之候。誠々表一儀迄候。當国相應之儀、被仰下、不可有疎儀候。此旨可得御意候。恐々謹言。

五月四日

大鷹筑前守殿

政綱(花押)

⑦ 本庄実乃入道宗緩書状

屋形^正御音信。依之我等御書畏拜見。殊更小鳥羽老羽被懸御意候。過分忝次第候。仍雖輕少至極候、白布式端令進上之候。誠々表一儀迄候。此旨可預御披露候。恐々謹言。

五月五日

宗緩(花押)

関戸和泉守殿

〔紙の裏〕

本庄美作入道

関戸和泉守殿

宗緩

この③④⑦は、『新潟県史料』三一七九号、三一八三号で解説され、特に③④は、③「関左(関東) 信(信濃) 甲(甲斐) 弓箭の体、手透無く、延引す」、④「関東の仕置として、一昨々廿四に出馬、今日廿七に當地柏崎に至り着陣し候」という書面中の関東管領上杉輝虎の行動から永禄五年(一五六二)に年代を確定し、且つ、差出人の直江大和守政綱・河田豊前守長親・本庄実乃美作入道入道宗緩の三人ともに、上杉輝虎の執事的宿老であり、書状自体も上杉謙信の右筆のものであると指摘されている。このことは、直江・河田・本庄という個人ではなく、上杉家としての組織からの書状であること、①と同じく、屋形同士で取り交わされた書簡も存在したことなどを明示するし、また些細なことながら、例えば、④冒頭の「去比者江修理進」を④だけみると、「去比黒江修理

進」というようにも解説できそうな箇所も、⑤書状冒頭の「其以來者良久」と同様の上杉謙信右筆固有の書き癖から、「黒江」ではないと解説せざるをえないことにもなる。

③④が永禄五年十一月と確定できるので、その書面から、去年、江修理進なる者を上杉家から檜山城主下国安東愛季に派遣し鷹を求めたとこの快く応じてくれたこと、そのとき上杉家執事として添え状をしたためたのは河田長親であったことが判明し、政治史的には、おそらく永禄四年四月の長尾景虎の関東管領職襲封と上杉政虎への改名に伴う措置であったと想定できる。関東管領上杉政虎は翌永禄五年春、將軍足利義輝からの偏諱をうけて輝虎と改名した。③に「輝虎方へ去年一段と珍しき御鷹、御意に懸けられ候」と記しているが、実際は政虎名乗りの時期の鷹送上であり、③が輝虎改名後の書状なので輝虎と記したものである。永禄五年十一月二十四日、輝虎は関東管領として再度関東仕置きのために越府春日山城から出陣する。その陣中に庄内砂越城主であり檜山城主下国安東愛季の岳父でもある砂越入道宗恂也足軒が参上したのは、おそらく出陣祝い言上のためであろうし、そのおり娘婿愛季からの必要なら再び鷹を進上してもよいという意向も伝えられたらしく、それならばということで、今度は河田長親だけでなく直江政綱初翰まで再び鷹を求める書状をしたため、帰国する也足軒を介して檜山に送られた。これが③④であった。

次に、⑤⑥である。③が政綱初翰なので、⑤⑥は永禄六年以後となるし、政綱(一五〇八七七)は永禄十二年に景綱と改名しているので、それ以前である。⑤⑥の筆跡は四名ほど存在したと確認できる上杉輝虎

右筆者中の同一人右筆の手になり、年代も接していると判断できる。しかし、⑥五月四日付け書状をしたためたばかりの直江政綱が、続いて⑤五月十一日付け書状をしたためた同じ年の書状であると見ることはできない。どちらも久々に書状をしたためたと記すが、⑥には「このころ書信絶へ、疎遠候条、先度啓しあげ候き、さだめて参着たるべく候」とあり、⑥は⑤の翌年の書状とみられる。⑤は「少用ありて、その筋へ船を差し越し候、諸浦出入相違なきのように、恐れながら御意を加へらるれば、忝く存じ候」とあり、おそらくは檜山湊より北方の津軽・蝦夷方面に船を派遣したさい、檜山城主下国安東愛季のもとにも当該書状に添えて段子一卷を贈物として届けたことを示しており、北奥政治史では注目に値する事実が刻みこまれている。問題は年代比定である。

⑥⑦は、檜山城主下国安東愛季から越後屋形上杉輝虎宛てに小鳥羽を贈物に添えた書状と、愛季執事の大鷹筑前守から輝虎執事の直江政綱宛て添状、および、同じく愛季執事の関戸和泉守から輝虎執事の本庄宗緩宛て添状を受け取った上杉家で、輝虎から愛季に宛てに返礼の白布二反を添えた「直報」返書がしたためられたさい、執事同士もまた返書をしたためたものであり、日付は一日違いであるが、同時に書かれ、おそらく檜山の使者に言付けられたものと判断できる。⑦の筆跡は⑥の筆跡とは違うが、本庄入道宗緩が上杉家執事の立場でしたためたさいの上杉家右筆と同筆であり、あるいは直江政綱や本庄宗緩それぞれに上杉家右筆が配せられていたことを暗示するのかもしれない。また、関戸和泉守とは、檜山屋形下国安東家が京都と連絡を保つために若狭國小浜湊に常駐させていた関戸氏の一族らしく（拙稿「戦国期檜山城主下国家関係の一

史料」『秋大史学三八号』一九九二年）、この⑥⑦書状は出羽国檜山と京都や若狭国との間を往復していた使者に付託された可能性も想定できるかもしれない。

⑤⑥⑦はいずれも五月の日付であり、永禄七年五月に上杉輝虎は関東出陣中のため春日山城に在府していないので、⑥⑦は少なくとも永禄八年以後と考えざるをえない。また、永禄八年から同十年の三ケ年は、いずれも五月になると甲斐の武田晴信の信濃出陣の報が越府に届き、輝虎は援軍派兵を準備せざるをえない状況にあり、永禄十一年には越後揚北衆本庄繁長や庄内屋形大宝寺義増らが会津の葦名盛氏らとともに武田方加担を表明し、輝虎はその対応に追われている。このような情勢を念頭にしてみると、⑤は永禄八〇九年、⑥⑦は永禄九〇十年のころに想定できるかと考える。あくまでも一案である。

四 越前屋形朝倉家からの書状

⑧ 沙弥宗秀書状

雖未申通候、令啓上候。抑御先代同名弾正左衛門尉、被申請候哉。就中、貴殿、太郎左衛門入道（註）別而御懇切之由、連々及承候処、於當府、砂越入道殿度々參會之上、御雜談共故、乍恐向後爲可申談、今度申上候。随而、雖輕萌之至候、脇指一腰新身老尺八寸、靴・焼羽装束・添子、何（金）、並鐵炮一挺国友丸筒、次桐油椎一、令進上候。誠表祝意計候。上口相應之御用等、可蒙仰候。義景へ具可申越候。猶也足軒可有御演説候。恐惶謹言。

卯月廿一日

沙門宗秀（花押）

謹上 下国殿

（目録の巻）

参人々御中

一源軒

謹上 下国殿

参人々御中

沙門宗秀

越前屋形一乗谷城主朝倉義景（一五三三〜七三）の同名一族一源軒宗秀の書状であることは書面から即断できるが、年代比定は難しい。書面中の「御先代同名彈正左衛門尉」は義景父の孝景（入道宗淳、一四九三〜一五四八）、「太郎左衛門入道」は孝景叔父の教景入道宗滴（一四七四〜一五五五）であり、延景（義景の初名）が將軍足利義藤（義輝）からの偏諱によって義景と改名したのが天文二十一年（一五五二）六月であるし、また、『色部文書』に、天文二十一年四月に朝倉太郎左衛門入道宗滴が庄内屋形大宝寺家に使者を派遣したさいに越後揚北衆色部城主色部家にも通路庇護を依頼した書状の現存していることや、庄内屋形大宝寺一族の砂越入道宗恂也足軒娘の檜山城主下国愛季正室となったのが天文末〜弘治二年（一五五六）頃と考えられること、および、書面中の「貴殿、太郎左衛門入道へ別して御懇切の由、連々承りに及び候」という表記や、同様に「上口相應の御用等、仰せを蒙るべく候、義景へ具に申し越すべく候」として、同族の沙弥宗秀の書状とはいえ、屋形を義景と表記して、檜山から言い分があれば義景に具申してやると伝えているのも、義景がまだ若い時分のことであろうと推定し、旧稿「戦国大名下国愛季覚書」（『北日本中世史の研究』一九九〇年）では、越前一乗谷の朝倉一族一源軒宗秀が砂越入道を介して檜山に初翰をしたための義景改名と入道宗滴死没後まもなくの弘治二年頃であろうと推定した。

しかし、その後、書面中に記載された宗秀から檜山城主下国氏への贈物「鐵炮一挺、国友丸筒」は弘治二年では早すぎるのではないかと、という意見が寄せられた。国友丸筒は、『国友鉄砲記』の記述はともかくとして、將軍足利義晴の保護下に天文末年にはかなりの製造が実現されていたとみられるにせよ、国友丸筒として広まるのは永禄末年以後であるので、⑧書状も永禄末年頃に比定できないかという意見である（小林清治氏示教）。書面中で、砂越也足軒は越前府中一乗谷城下で朝倉一門とも「度々参会」と記されており、前記③④書状で判明するような永禄五年十一月の越後府中春日山城下への出陣祝いのついでに一乗谷城下まで足をのばしたような事態も考えられるにせよ、一乗谷城下での「度々参会」は、砂越入道が天文十年から天文二十年頃まで庄内争乱の渦中にいたことを勘案すると、やはり天文末年以後から数回の一乗谷城下出張を意味し、永禄年間に入ることになると考えるべきであり、弘治二年説を撤回して、あらためて年代を比定せざるをえない。

書状の眼目は、沙弥宗秀がこれまでの檜山との交誼を再確認し、今後いつその親密な関係を願うとしながら、砂越入道の帰国に託して檜山城に「祝意」の品々を送った点にある。その贈物が、新身老尺八寸の新脇指一腰や金箔の靴（振り鼓）・焼羽装束・添子および国友丸筒一挺や桐油推一着の品々であった。「輕萌の至り」と謙遜した表現をとってはいるが、⑥⑦⑧の関東管領兼越後屋形上杉輝虎と檜山屋形下国愛季との往復書状に添えた品々を勘案すれば、たんなる書状に添えた贈物でないことが容易に想定される。まさに檜山城主愛季の世継ぎとなる男子誕生を祝うのにふさわしい品々であった。ここに、年代比定を探る鍵があっ

たのかもしれないと思う。砂越入道宗恂の娘と檜山屋形下国愛季との間には、娘二人が生まれた後に、永禄九年五月に嫡子小太郎業季が誕生した。ただし、生母は産後の肥立ちが悪かったためかどうか、業季を生みおとしたこの年に死没した。それだけに、砂越入道の外孫小太郎にかけられる期待も小さくはなかったであろう。砂越入道は、死没した娘天聖曉公の菩提を弔った後、越前府中一乗谷城下に出張する機会があり、朝倉一族一源軒宗秀にも外孫小太郎のことを語り、それがこの⑧書状の契機となった、というような憶測も出てくる。永禄十年（一五六七）四月に年代を比定しなおしてみたい。推理小説もどきの憶測であるが、一案としてあらためて呈しておきたいと思う。

五 庄内屋形大宝寺家と山形御所最上家からの書状

⑨ 大宝寺義氏書状

雖未申通候、令啓候。仍爲御祝儀、太刀一腰令遣之候。向後之儀、如先規、別而可申談候。御啐啄可爲本望候。猶巨細、從土佐林入道所、可申入候之条、不能詳候。恐々謹言。

拾月十九日

藤原義氏（花押）

謹上 湊殿

大寶寺

謹上 湊殿

藤原義氏

大宝寺義氏（一五五一〜八三）の湊氏宛て初翰であり、右筆書きのもので、花押も版刻で捺印した分を墨で塗りつぶした木刻花押の観を呈し

ているし、内容的にも元龜二年（一五七一）から天正十一年までの義氏発給のものとは違い、しかも土佐林入道杖林齋禪棟からも申し入れるとあり、永禄十一年（一五六八）九月に、父義増が上杉輝虎から隠居・出家を命ぜられた後、一八歳の四郎次郎義氏が執事杖林齋禪棟の強力な補佐体制のもとに庄内屋形大宝寺家の家督となった時期のもの、つまり、庄内尾浦城主として秋田屋形湊家宛てにしたための挨拶状であると判断できる。『岩手県戦国期文書Ⅱ』以後の史料集でも永禄十一年書状として扱われているが、年代比定の理由を示していないので、あらためてメモしておくだけである。屋形家同士で取り交わす正式文書としての謹上書札の形式を守っている。湊氏は湊九郎茂季となる。

このような大宝寺義氏庄内屋形襲封挨拶状は各地に送られたものと想定され、津軽大浦城主南部為信が永禄十二年四月に庄内屋形大宝寺義氏と交誼を通じたという『木立日記』記事等も、このような情勢を念頭にして理解できるものなのであろう。

なお、湊家宛て初翰では、御祝儀として太刀一腰を添えて送るという件が気になる。この書状と同時に添え状としてしたためられた執事土佐杖林齋禪棟書状には、その内容が記されていたとみられるが、禪棟書状は現存しなくなっており、詳しくは分からない。あるいは湊茂季のもとに子息が誕生したことなどと関連するものか。

⑩ 最上義光書状

如翰計之未令啓書候處、急度之御到來、祝着之至候。随而、定般鮭延へ從庄中致亂入候条、彼口爲引立之、勸騎之支度候キ。然處

白岩八郎四郎、大寶寺方へ以縁約之首尾、甚別心候条、爲退治向彼地令發向、先々属本意之程候。至春中者、清水・鮭延以相談、庄中可押詰候。雖無申訖候、於其時者、爲引汲、三庄境目へ可被賣入事肝要候。毎事砂宗入道方へ及細書候条、不能腐毫候。恐々謹言。

霜月廿五日

源義光(花押)

謹上 下国殿

⑪ 氏家守棟書状

如御札、未申通候處、被及注進、大慶之至候。仍當郡中正印静謐之分_二候。御用等候者、涯分馳走可被申候。依之、白岩・庄内縁邊之筋目、以横馬相立候。先々爲退治之、被逮出向、彼口過半本意之躰_二候。爰元、於春中清水・鮭延令相談、庄内へ動可有之兵諾、無余儀候。随而、大寶寺、唯今於其口も疎遠之由、被相断候。當方被引汲、可被遂遺恨事、肝要候。委曲之談、砂越入道殿可有御才覚候条、不能一二候。恐々謹言。

十一月廿五日

氏家守棟(花押)

謹上 下国殿

〔白岩の書〕
「謹上 下国殿」
氏家尾張守

⑩⑪二通は、古く『山形県史二』(一九二〇年)に「下国文書」として翻刻紹介されて以来、天正十年(一五八二)十一月の文書として、各史料集や論著で引用し、傍証典拠も数多く提示しつつ利用されている文書であり、私も異論はないし、ここでも年代比定に関する説明を要しな

い。天正十年に秋田の下国安東愛季勢や山形の最上義光勢までを当面の敵として果敢に戦いをしかける庄内大宝寺義氏勢の動きを背景として、愛季方と義光方が砂越入道宗恂也足軒を仲介者として提携しようとしたときの往復書簡の一齣を示すなど、内容的には多面にわたって大きな事実を伝えている書状である。氏家尾張守守棟は最上義光(一五四六―一六一四)の執事であり、義光発給書状の多くに同日付けのこのような添状をしたためる。⑩義光書状も⑪守棟書状も右筆書きであり、筆跡はきわめて似通っているが同一ではなく、義光と執事守棟のそれぞれに右筆が従っていたことをも暗示する。

六 文書群の伝来

以上一一通一巻の巻物は、音喜多氏の保管となるまでは、近世期を通じて八戸藩南部家中の湊家に伝領され、明治三十七年(一九〇四)に帝國大学修史局(東京大学史料編纂所)によって陸奥国三戸郡八戸町湊季通氏蔵本として影写本に採集された。しかし、当該巻子が音喜多氏保管となった以外の湊季通氏家系に留まらなかったはずの文書群は、現在はその所在を確認できず、東京大学史料編纂所影写本で概要を窺うだけとなっている。湊九郎に宛てた⑫天正十九年の四月八日付け浅野長吉書状や⑬六月二十七日付け蒲生氏郷書状、⑭慶長八年(一六〇三)五月二十二日付け戸沢安盛知行宛行状、および湊千太郎に宛てた⑮慶長二十年七月九日付け南部利直知行宛行状、⑯慶長二十年七月九日付け南部利直知行宛行状、そして、⑰元禄期に作成された「下国伊駒安陪姓之家譜」等々、近

世期南部家中湊氏関係史料である。

このうち、⑰「下国伊駒安陪姓之家譜」は、三春藩の「秋田家系図」や松前藩の「新羅之記録」を参照してまとめた系図であり、肝心の八戸藩南部家中湊家につらなる近世期系譜は記載されていないが、八戸湊家が秋田家や松前家中下国家と同族であることを主張するために作成され伝領された系図であつたらしい。現在は南部家中湊家相伝文書群の全貌を知ることとはできないが、少なくとも①②③④⑤⑥の文書を伝領し、中世後期の日の本將軍下国家に連なる家系であると主張してきたことだけは事実であろう。

実際に、⑫⑬⑭文書の受給者である湊九郎とは、日の本將軍下国家から出て秋田屋形湊家を嗣いだ湊九郎茂季の嫡子湊九郎通季（のちに高季と改名）であり、⑮⑯文書の受給者湊千太郎はその嫡子である。元亀元年（一五七〇）に秋田屋形湊家が檜山屋形下国安東愛季に併合されて以来、湊茂季父子は愛季麾下の豊島城で生活し、茂季嫡子湊九郎は、天正七年（一五七九）茂季死没にともない豊島城主を襲封したが、愛季死没後の天正十七年に愛季後継者の実季を攻撃して敗れ、南部氏に庇護されながら、天正十八年豊臣秀吉の奥羽・日の本仕置きの際に乗り出した復権運動にも失敗し、蒲生家や戸沢家をへて、慶長八年に南部家に仕官することになる。⑲浅野長吉書状は、『大日本古文書家別浅野家文書』五六号として現存する天正十八年の七月七日付け浅野長吉宛て湊九郎通季書状等への返書であるが、豊臣政権に対する秋田屋形湊家後継者という主張をこめた復権運動のさいに湊九郎通季と自筆で明記した原文書であり、茂季嫡男湊九郎の最初の実名が通季であつたことを明示する。近

世期の三春藩秋田家で作成した「秋田家系図」等の関係史料では、湊茂季嫡男湊九郎を道季と記すが、通季の通を道にあてはめたにすぎない。

正式名は通季であつた。しかし、近世期の秋田佐竹・戸沢新庄・南部盛岡・南部八戸の各藩関係記録では、湊茂季（重季）嫡男湊九郎を湊修理亮高季として記す場合が多い。⑳戸沢安盛知行宛行状は宛名を湊九郎とだけ記しており、実名は判然としないが、通季から高季への改名はおそらくこの前後、または南部藩に仕官し修理亮を称した頃であり、そのために近世期記録の多くが湊修理亮高季として記したものと想定される。ともかく、当該の一通一巻を含む文書群を伝来した南部家中湊家がこの湊九郎通季を初祖としたのは、間違いな事実であつた。

当該文書群を相伝した南部家中湊家について、文久元年（一八六一）に星川正甫のまとめた『南部藩参考諸家系図』では、家系を次のように採録している。即ち、南部信直により五〇〇石で召し抱えられた湊某嫡男の湊修理季政を南部家中湊家の祖として、季政嫡男湊市郎右衛門季隆（季喬・季武とも記す）は陸奥国岩城に生まれて父季政の跡目を嗣ぎ、南部家宿老北信愛（一五二三〜一六一三）嫡男北愛一（？〜一六三四）の娘を正室として二人の娘をもうけ、盛岡藩三代南部重直のとき三〇〇石を増され、寛文五年（一六六五）重直舍弟直房の八戸分藩のとき八戸に随従させられて、寛文八年三月二十一日に死没し、八戸南部家中湊家の跡目は季隆嫡女のもとに入婿した煙山七郎兵衛光弼二男の湊九郎兵衛季矩（季明）が嗣ぎ、季矩の跡目も季矩嫡女に入婿した煙山光胤二男湊九郎兵衛季喬（正季）が嗣いだ、と記す。同様に、南部家中湊家の祖湊修理季政の舍弟金十郎も、湊金左衛門と改称して盛岡藩南部利直に七

五駄で召し抱えられ、その跡目は金十郎の子湊治兵衛につがれたこと、湊修理季政の舎弟秋田忠兵衛（もと秋田金左衛門）も、南部利直に五〇〇石で召し抱えられ、その子秋田忠兵衛は南部重直のとき二〇〇石を増され、寛文五年南部直房に随従し八戸に移住したが、まもなく盛岡南部家に帰参し、その子秋田右京助方季死没後に南部家中秋田家は断絶したこと、および湊修理季政の舎弟秋田吉五郎は秋田藩に五〇〇石で召し抱えられて佐竹家中として存在すること、その姉妹の一人が松前民部の正室となっていたこと等々、湊一族関係系譜までを書き記している。

この系図に記載された湊修理季政の末弟秋田忠兵衛とは、拙稿(a)でとりあげたように、天正十年に安東愛季を烏帽子親として元服した湊九郎通季末弟安東孫十郎政季であり、天正十七年湊合戦では兄通季に従って愛季後継者の実季と戦い、敗北し、南部・蝦夷島松前・津軽と寄寓を重ねた後、慶長五年秋田実季から召し抱えられ、そのときの秋田賜姓により秋田金左衛門と称し、慶長七年秋田実季が伊駒と改姓し常陸に移封されたときには同じく伊駒金左衛門と改称し、慶長十六年実季の秋田復姓に伴い秋田金左衛門に戻りながら、常陸宍戸藩の財政改革でリストラにあつて碌をはなれ、津軽藩再仕官中に秋田忠兵衛と改称し、寛永十三年の津軽藩船橋事件で連座した後、南部家に再仕官し、寛永二十年（一六四三）に死没した人物である。同様に、秋田藩佐竹家中となった秋田吉五郎とは、慶長四年に秋田実季から秋田賜姓を許された湊吉内のことらしく、慶長七年秋田実季の常陸移封に随従せずに秋田に留まり、やがて佐竹家に仕官した人物であつたとみられる。

また、秋田藩佐竹家中として召し抱えられた秋田政季長子湊孫十郎盛

季とその子湊金左衛門許季は、自分たちこそ秋田屋形湊家嫡流であるとして家系研究に没頭するが、その一環として、八戸藩南部家中湊家の湊九郎兵衛季矩・九郎兵衛季喬父子とも書状を交換しあつていった。その関係文書類が、湊孫十郎盛季家系の子孫である千葉市川市湊學氏のもとに保存されていて、この側面からも、南部藩湊系図の十七世紀後半以降の系譜関係が事実を記していたことを確認できる。

それが事実ならば、南部藩諸家系図所収録湊系図で南部家中湊家の祖とした湊修理季政とは湊通季（高季）、その父湊某とは湊茂季と同一人となる。湊修理高季がさらに季政と改名したのかもしれないと考えざるをえないのである。湊茂季に五人の子女がおり、政季が茂季末子であつたことも、おそらく事実を反映していたとも考えられる。

ともあれ、湊茂季の嫡子湊通季（高季）の家系に、当該一通一巻の文書が伝領されていた。周知のことかもしれないが、あらためて確認しておきたいのである。

ところで、卷子一通の冒頭に貼りつけられたのが⑩⑪書状であり、しかも、⑩義光書状の封紙を外している。⑩の封紙には、例えば⑨と同様に、差出人を「最上出羽守源義光」と明記してあつたはずであるが、本紙だけであれば「源義光」からの書状となる。近世社会とはいえ、見るべき人がみれば「源義光」が山形城主最上義光だと即断できたことであるろうが、歴史に詳しくない人に対しては八幡太郎義家の舎弟新羅三郎源義光の書状であるという欺瞞も通りかねない。南部家は新羅三郎源義光を始祖としているが、その近世期の南部家でさえも所持していない新羅三郎源義光からの書状となれば、所持者の面目も立場もかわる。⑩

書状を卷子仕立てにしたさい、冒頭におき、その封紙を並べて製本しなかつたのは、意図的な仕儀ではなかつたか。一九八六年一二月に当該卷子を拝見させていただいたとき、立ちあわれた八戸市文化財保護協会副会長小井田幸哉氏は、このように指摘された。一一通を巻物仕立てにした時期は未詳であるが、小井田氏は近世期八戸藩南部家中湊家の作業であると想定されている。一考に値する見解であろう。

それとともに、天正十八年の⑩以下の文書も伝領していながら、何故に天正十年を下限とする⑪以前の文書一一通だけを卷子に仕立てたのかという点が気になる。一一通の内訳は、檜山屋形下国家で受けとつた一一通と秋田屋形湊家で受けとつた一通であるが、大高四郎右衛門尉・大鷹筑前守・関戸和泉守が檜山屋形の執事的存在であることを周知しない人がみても、檜山宛てと明記された書状三通、下国殿宛てと明記された書状四通、湊殿宛てと明記された書状一通はすぐに目につく。まして、見るべき人がみると、卷子分一一通は、戦国期の他国の屋形家から下国家や湊家が同じ屋形家的立場にあるとみなされ送られてきた書状類から成りたつていてと即断できたはずである。湊家が下国家と一体的関係下にあった家系であると主張するさいには、少なくとも有効な支証となりうる文書であつた。それなのに、天正十八年以降の⑫⑬は、湊通季が豊臣政権側から中世の秋田屋形湊家嫡流という主張を退けられたことを示す文書であつた。卷子仕立てにされた時期は確定できないが、天正十八年以降だとすれば、卷子仕立てにさいして、①②③④以降の分とを一卷にしなさいという一定の意図があつたことになるし、天正十一年と天正十八年の間だとすれば、檜山屋形下国家の受けとり分一一通と秋田屋

形湊家の受けとり分一通を何故に一卷にしたのかという新たな疑問が出てくることになる。

右の一一通中、大高四郎右衛門尉・大鷹筑前守・関戸和泉守宛て書状は、名義上は大高氏や関戸氏宛てであるが、右述したように、屋形家と屋形家との間の組織を踏まえた書状であり、私的なレターというより準公的なデスパッチといふべき文書として、書状を取り交わしていた社会が続くかぎり、屋形家に公的に保存される性格をもつ文書であつた。極論すれば、⑨も含めて、元龜元年に秋田屋形湊家まで統合した下国安東愛季の家政機関に保存されていた文書であるとさえ言える。それを湊九郎通季の家系が伝領していた。とすれば、これらの文書が通季家系伝領文書となつたのは、通季の子孫の代になつてからではなく、愛季死没後の天正十七年二月に勃発した湊合戦で通季側が一時的に愛季後継者愛季の居城秋田湊城を占拠した時点である、と考えるのが、可能性の高い想定にならう。通季と行動を共にした通季末弟という政季も、大永四年の秋田屋形湊家宛て管領細川高国書状以下、天正十四年の元服書まで、湊合戦以前の文書一一通を少なくとも保持しており、しかも内訳は、愛季から政季自身に与えられた元服書以外は、秋田屋形湊家に宛てられた書状五通、大高筑前守宛て文書を含む檜山屋形下国家に宛てられた書状四通であり、政季が湊通季末弟であるとすれば、尚更に、このような性格の文書群をもっていた理由として、長兄通季と同様の入手時期と契機を想定しなければならぬ。偶然としても、兄通季が一一通、末弟政季が一〇通という、ほぼ同数が奇しくも各々の家系に伝領され、現存文書として確認できることに、興味を感じずにはいられない。天正十七年二月

九日、当時一四歳の安東実季は、角館城主戸沢盛安以下の戸沢勢の全面的支援を得た従兄豊島城主湊豊島通季勢から突然の猛攻撃をうけて、秋田城から檜山城に逃げこんだ。その合戦の詳細をここで新たに追求する紙幅はないが、驚愕し慌ただしく秋田城を去り、そこに一時的に通季勢がなだれ込んだことだけは、諸書でも指摘されている通りである。おそらく、そのとき実季が携帯せずに残した文書類が通季勢に押さえられ、その戦利品的に分捕った文書数がどれだけあったか未詳にせよ、通季・政季兄弟間で分けあったのではないか。そのような憶測まで逞しく馳せめぐらすことになる。むろん確たる証拠はないが、右述のような文書一通ごとの機能性と文書群の伝来性などからみると、ありえた可能性の一案として呈しておきたいと思うだけである。

おわりに

当該文書は、旧『青森県史第一巻』（一九一六年）編纂時にも披見していたらしく、⑭文書の一部を「湊文書」として採録しているし、『山形県史一』（一九二〇年）では⑩⑪を「下国文書」として採録し、『秋田県史資料古代・中世編』（一九六一年）や菅田慶恩『奥羽の驍将―最上義光―』（一九六七年）では「下国文書」として引用し、戦後は、『岩手県中世文書下巻』で「八戸音喜多文書（元、湊文書）」、『山形県史料』や『弘前市史料』で「八戸湊文書」、『新潟県史料』で「音喜多勝氏所蔵文書」として、採録している。それぞれ命名に苦慮しているようである。この一一通に限定していえば「下国文書」が正しく、伝領過程に重点を

おけば「八戸湊文書」となり、所蔵者の文書保存状況を重視すれば「音喜多勝氏所蔵文書」となる。単に「湊文書」とすれば湊學氏所蔵秋田湊文書ほかの湊文書もあつて誤解を招く。小稿は、伝領過程のなかで性格をより正当に把握できるという立場から、表題を「音喜多勝氏所蔵八戸湊文書」としながら、各書状の年代比定を通じて北奥羽戦国期政治史の一面を再検討し、さらに文書群の伝来性についての感想をメモしただけである。

鳥ノ子を料紙として屋形間で取り交わす戦国期の書状類は、単に屋形間に交流があつたということだけを伝えるだけではない。不幸にも現存を認でなくなつた文書の存在とその文面までもある程度想定させているのであり、それを念頭において現存する書状類を読みこむことも求められている。例えば、①書状の背後には、檜山屋形から斯波政綿に宛てられた書状や、斯波政綿から檜山屋形に宛てた書状も存在していたはずであるし、③書状の背後にも、檜山屋形自身から関東管領に就任した上杉政虎宛てにしたためた書状を持参して越後春日山城まで参上した檜山屋形「形下国愛季の岳父砂越也足軒の行動があつたし、上杉輝虎自身からの檜山屋形宛て書状も存在した。これらの情勢を読みとることで、北奥羽戦国期の政治史に対する理解も深まる。文書群の伝来性からさえ右述のような想定まで馳せられる。それをさらに読みこむのが今後の課題である。愉しみは大きい。

（えんどう・いわお 宮城教育大学教授）